

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月2日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 兵庫県高砂市荒井町新浜1丁目1番1号
氏 名 キッコーマン食品株式会社 高砂工場
高砂工場長 本庄 幸保
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 079-442-2145

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	キッコーマン食品株式会社 高砂工場
事業場の所在地	兵庫県高砂市荒井町新浜1丁目1番1号
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0942 醤油及びつゆ類の製造
②事業の規模	製造量 82,668.849KL (令和元年度実績)
③従業員数	131人 (令和2年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙-2		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①・現状	【前年度（令和元年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙-3
	排出量	t
	(これまでの実施した取組) ISO-14001活動を推進し廃棄物の分別収集を進める。	
②計画	【目標】（令和元年度）	
	産業廃棄物の種類	別紙-3
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 令和2年度の産業廃棄物発生量削減の目標値を前年度計画とほぼ同じとした。 (産業廃棄物の多くをしめる排水処理の汚泥発生量は、処理微生物の状況に大きく左右されるが、昨年は放線菌による発泡現象に苦慮した。)	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各工程の廃棄物発生場所に「ごみステーション」を設置し、かつ工場全体の廃棄物保管場所として「ごみターミナル」を設置して、ごみの分別を徹底している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各所属別にISO-14001活動を推進し、ごみの分別収集を徹底して進める。	

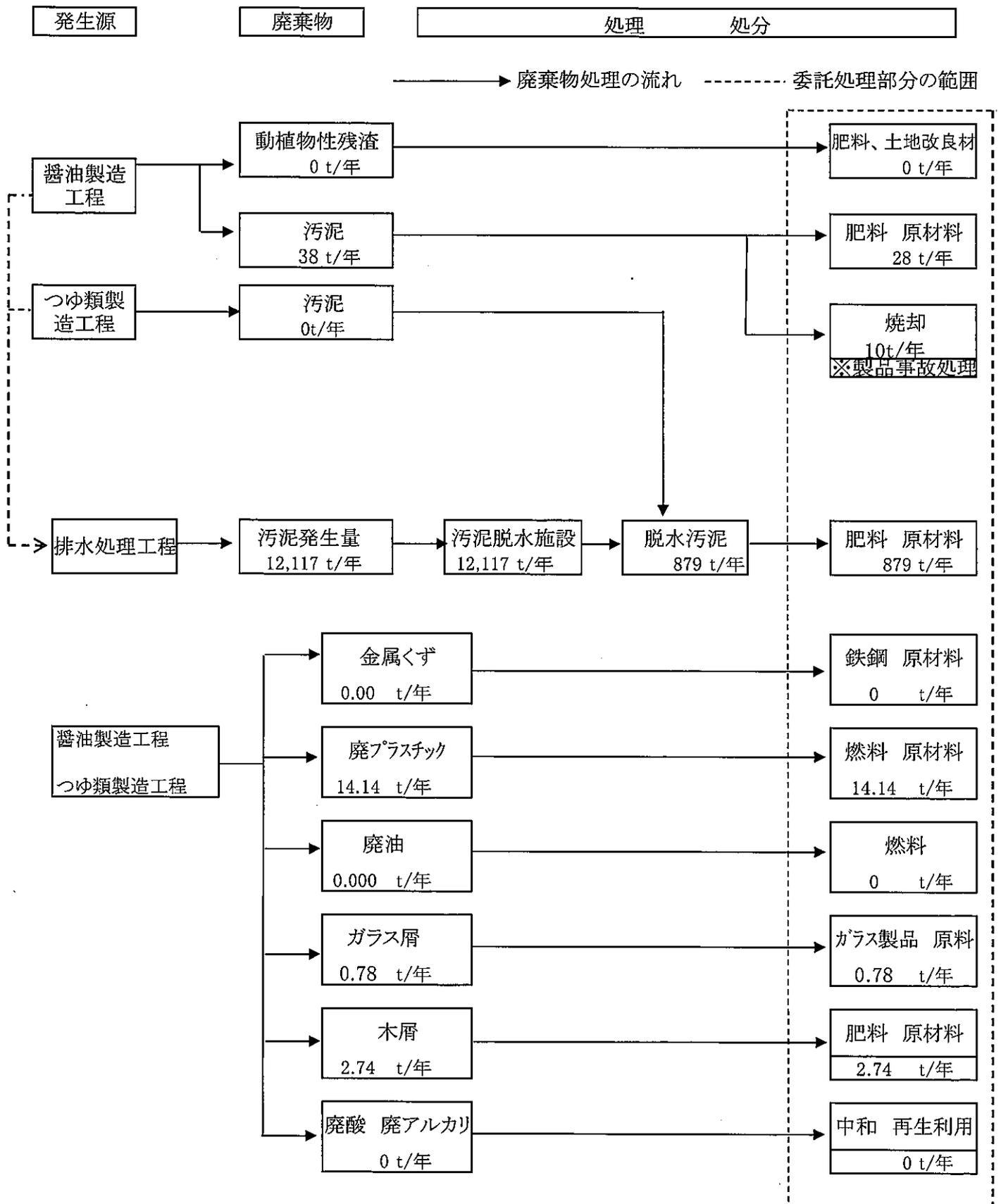
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①・現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】（令和元年度）		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①・現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙—3	
	自ら脱水を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排水処理設備の適切な運転管理による汚泥発生量の抑制。 (放線菌による発泡現象に苦慮した。)		
②計画	【目標】（令和元年度）		
	産業廃棄物の種類	別紙—3	
	自ら脱水を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 脱水機の適切な運転管理による汚泥水分の抑制。 排水原水の固形物除去の向上。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①・現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】（令和元年度）		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①・現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙--4	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】(令和2年度)	
	産業廃棄物の種類	別紙-4
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



別紙-1 産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙-2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

1. 責任者及び管理者等の役割

1. 産業廃棄物処理責任者	・事業場の廃棄物削減計画の作成、目標値を決定すると共に業務全般を統括する
2. 廃棄物管理責任者	・産業廃棄物処理責任者の命を受け、各責任者を監督・指揮する
3. 廃棄物管理者	・廃棄物管理責任者の命を受け、ごみ・ターミナルの管理及び廃棄物に関する各課への支援を行う
4. 各所属長	・発生する廃棄物の種類、性状及び量の把握 ・再生利用しやすい方策検討(分別収集) ・廃棄物発生量の少ない工程への改善 ・課員への廃棄物減量化に対する啓蒙
5. 協力会社	・同上項目への協力
6. 施設管理責任者	・汚泥脱水施設運転操作員の指揮監督、処理の運転日報・月報の把握、汚泥搬出時の作業指示と監督
7. 事務担当者	・記録の作成及び管理票の交付・確認・保管
8. 工場環境保全委員会	・工場の環境保全活動の効率的な運営を目的とする

2. 廃棄物管理組織

